

平成30年さぬき市議会第1回定例会議案

平成30年2月22日提出

市長提出議案

- 議案第1号 平成30年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第2号 平成30年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成30年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成30年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成30年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成30年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成30年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成30年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成30年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成30年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成30年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成30年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成30年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成30年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第15号 さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 議案第16号 さぬき市土地改良事業基金条例の制定について
- 議案第17号 さぬき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
定める条例の制定について
- 議案第18号 さぬき市簡易専用水道の管理等に関する条例の制定について
- 議案第19号 さぬき市下水道条例等の一部改正について
- 議案第20号 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 議案第21号 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市手数料条例の一部改正について
- 議案第24号 さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第25号 さぬき市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第26号 さぬき市介護保険条例の一部改正について
- 議案第27号 さぬき市自然休養村条例の一部改正について
- 議案第28号 さぬき市企業立地促進条例の一部改正について

- 議案第29号 さぬき市都市公園条例の一部改正について
- 議案第30号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について
- 議案第31号 新市建設計画の一部変更について
- 議案第32号 平成29年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第33号 平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 議案第34号 平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1
号）について
- 議案第35号 平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 議案第36号 平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 議案第37号 平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 議案第38号 平成29年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第1号

平成30年度さぬき市一般会計予算について

平成30年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成30年度さぬき市一般会計予算

第1表 歳入歳出予算

第2表 債務負担行為

第3表 地方債

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

平成30年度さぬき市一般会計予算

平成30年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,160,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,186,910
	5. 市 民 税	2,464,850
	10. 固 定 資 産 税	2,273,560
	15. 軽 自 動 車 税	173,500
	20. 市 た ば こ 税	275,000
10. 地 方 譲 与 税		213,000
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	63,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	150,000
15. 利 子 割 交 付 金		12,000
	5. 利 子 割 交 付 金	12,000
16. 配 当 割 交 付 金		30,000
	5. 配 当 割 交 付 金	30,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		20,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		850,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	850,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000
30. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		50,000
	5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	50,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		17,000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	17,000
35. 地 方 交 付 税		7,700,000
	5. 地 方 交 付 税	7,700,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		11,000
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	11,000

(単位：千円)

款	項	金額
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		425,705
	5. 分 担 金	16,257
	10. 負 担 金	409,448
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		395,655
	5. 使 用 料	248,610
	10. 手 数 料	147,045
55. 国 庫 支 出 金		2,236,856
	5. 国 庫 負 担 金	1,800,819
	10. 国 庫 補 助 金	422,484
	15. 委 託 金	13,553
60. 県 支 出 金		1,509,149
	5. 県 負 担 金	842,457
	10. 県 補 助 金	525,240
	15. 県 委 託 金	141,452
65. 財 産 収 入		75,420
	5. 財 産 運 用 収 入	61,020
	10. 財 産 売 払 収 入	14,400
70. 寄 附 金		75,000
	5. 寄 附 金	75,000
75. 繰 入 金		2,246,367
	5. 特 別 会 計 繰 入 金	2,617
	10. 基 金 繰 入 金	2,243,750
80. 繰 越 金		30,000
	5. 繰 越 金	30,000
85. 諸 収 入		941,238
	5. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	13,001

(単位：千円)

款	項	金額
	10. 市 預 金 利 子	500
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	719,261
	25. 雑 入	208,476
	△. 受 託 事 業 収 入	-
90. 市 債		2,099,700
	5. 市 債	2,099,700
歳 入	合 計	24,160,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 議 会 費		230,155
	5. 議 会 費	230,155
10. 総 務 費		2,725,594
	5. 総 務 管 理 費	2,291,454
	10. 徴 税 費	237,684
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	107,608
	20. 選 挙 費	65,154
	25. 統 計 調 査 費	7,356
	30. 監 査 委 員 費	16,338
15. 民 生 費		7,700,084
	5. 社 会 福 祉 費	4,143,753
	10. 児 童 福 祉 費	2,988,677
	15. 生 活 保 護 費	567,654
20. 衛 生 費		2,160,557
	5. 保 健 衛 生 費	952,455
	10. 清 掃 費	638,996
	20. 病 院 費	569,106
	△. 上 水 道 費	-
25. 労 働 費		60,357
	5. 労 働 費	60,357
30. 農 林 水 産 業 費		892,531
	5. 農 業 費	700,309
	10. 林 業 費	61,001
	15. 水 産 業 費	131,221
35. 商 工 費		469,238
	5. 商 工 費	469,238

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土 木 費		2,450,956
	5. 土 木 管 理 費	167,395
	10. 道 路 橋 梁 費	587,697
	15. 河 川 費	99,333
	20. 港 湾 費	69,097
	25. 都 市 計 画 費	1,470,009
	30. 住 宅 費	57,425
45. 消 防 費		793,366
	5. 消 防 費	793,366
50. 教 育 費		2,556,411
	5. 教 育 総 務 費	573,300
	10. 小 学 校 費	449,000
	15. 中 学 校 費	102,578
	20. 幼 稚 園 費	399,999
	30. 社 会 教 育 費	450,565
	35. 保 健 体 育 費	580,969
55. 災 害 復 旧 費		14
	5. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	11
	10. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3
60. 公 債 費		3,385,459
	5. 公 債 費	3,385,459
65. 諸 支 出 金		685,278
	5. 基 金 費	118,278
	20. 開 発 公 社 費	567,000
99. 予 備 費		50,000
	99. 予 備 費	50,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出 合 計	24,160,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
分庁舎整備に係る引越業務委託料及びLAN等整備委託料	平成31年度	42,900千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎施設整備事業	85,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
防災施設整備事業	22,800			
老人福祉施設整備事業	291,400			
児童福祉施設整備事業	147,600			
農業施設整備事業	57,200			
漁港施設整備事業	22,800			
林業施設整備事業	9,000			
道路橋梁整備事業	404,600			
河川整備事業	32,500			
住宅整備事業	13,800			
港湾整備事業	45,100			
都市計画施設整備事業	15,600			
消防施設整備事業	37,100			
教育施設整備事業	6,800			
小学校整備事業	170,200			
保健体育施設整備事業	38,200			
臨時財政対策債	700,000			
合 計	2,099,700			

議案第2号

平成30年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成30年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

平成30年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,970,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		962,992
	5. 国民健康保険税	962,992
10. 使用料及び手数料		315
	5. 手数料	315
17. 県支出金		4,526,825
	10. 県補助金	4,526,824
	15. 財政安定化基金交付金	1
	△. 県負担金	-
19. 連合会支出金		65
	5. 連合会補助金	65
35. 財産収入		1,351
	5. 財産運用収入	1,351
40. 繰入金		444,870
	5. 繰入金	394,870
	10. 基金繰入金	50,000
45. 繰越金		20,001
	5. 繰越金	20,001
50. 諸収入		14,281
	5. 延滞金加算金及び過料	8,615
	15. 雑収入	5,666
△. 国庫支出金		-
	△. 国庫負担金	-
	△. 国庫補助金	-
△. 療養給付費交付金		-
	△. 療養給付費交付金	-
△. 前期高齢者交付金		-

(単位：千円)

款	項	金額
	△. 前期高齢者交付金	-
△. 共同事業交付金		-
	△. 共同事業交付金	-
歳入	合計	5,970,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		39,370
	5. 総務管理費	26,850
	10. 徴税費	12,318
	15. 運営協議会費	145
	20. 趣旨普及費	57
10. 保険給付費		4,471,865
	5. 療養諸費	3,903,318
	10. 高額療養費	550,269
	15. 移送費	150
	20. 出産育児諸費	15,128
	25. 葬祭諸費	3,000
18. 国民健康保険事業費納付金		1,334,604
	5. 医療給付費分	957,086
	10. 後期高齢者支援金等分	281,883
	15. 介護納付金分	95,635
20. 共同事業拠出金		5
	5. 共同事業拠出金	5
25. 保健事業費		76,563
	5. 保健事業費	14,999
	10. 特定健康診査等事業費	61,564
30. 公債費		834
	5. 公債費	834
35. 諸支出金		17,459
	5. 償還金及び還付金	7,196
	10. 積立金	1,350
	15. 直診勘定繰出金	8,913

(単位：千円)

款	項	金額
99. 予備費		30,000
	99. 予備費	30,000
△. 後期高齢者支援金等		-
	△. 後期高齢者支援金等	-
△. 前期高齢者納付金等		-
	△. 前期高齢者納付金等	-
△. 病床転換支援金等		-
	△. 病床転換支援金等	-
△. 老人保健拠出金		-
	△. 老人保健拠出金	-
△. 介護納付金		-
	△. 介護納付金	-
歳出	合計	5,970,700

議案第3号

平成30年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成30年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

平成30年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ737,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		499,064
	5. 後期高齢者医療保険料	499,064
10. 使用料及び手数料		100
	10. 手数料	100
15. 繰入金		236,034
	5. 一般会計繰入金	236,034
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		1,801
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	1,799
歳入	合計	737,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		15,603
	5. 総 務 管 理 費	12,702
	10. 徴 収 費	2,901
10. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		719,298
	5. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	719,298
15. 諸 支 出 金		1,799
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,799
99. 予 備 費		300
	99. 予 備 費	300
歳 出	合 計	737,000

議案第4号

平成30年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成30年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

平成30年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

平成30年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,830,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 険 料		1,276,461
	5. 介 護 保 険 料	1,276,461
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		3,169
	5. 手 数 料	3,169
15. 国 庫 支 出 金		1,395,765
	5. 国 庫 負 担 金	1,011,233
	10. 国 庫 補 助 金	384,532
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,539,122
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,539,122
25. 県 支 出 金		812,961
	5. 県 負 担 金	779,370
	10. 県 補 助 金	33,591
30. 財 産 収 入		550
	5. 財 産 運 用 収 入	550
35. 繰 入 金		800,706
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	800,706
	△. 基 金 繰 入 金	-
40. 繰 越 金		1,541
	5. 繰 越 金	1,541
45. 諸 収 入		125
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	123
	15. 雑 入	2
歳 入 合 計		5,830,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		68,651
	5. 総務管理費	8,545
	10. 徴収費	1,791
	15. 介護認定審査会費	58,315
10. 保険給付費		5,509,546
	5. 介護サービス等諸費	5,509,546
12. 地域支援事業費		246,181
	10. 包括的支援事業等費	52,186
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	159,481
	20. 一般介護予防事業費	34,514
20. 基金積立金		1,581
	5. 基金積立金	1,581
25. 公債費		411
	5. 公債費	411
30. 諸支出金		1,130
	5. 償還金及び還付加算金	1,130
99. 予備費		2,900
	99. 予備費	2,900
歳出	合計	5,830,400

議案第5号

平成30年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成30年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

平成30年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

平成30年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		16,857
	5. 介護予防費収入	16,857
15. 繰越金		2,643
	5. 繰越金	2,643
歳入	合計	19,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		18,200
	5. 介護予防支援事業費	18,200
99. 予備費		1,300
	99. 予備費	1,300
歳出	合計	19,500

議案第6号

平成30年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成30年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

第2表 債務負担行為

第3表 地方債

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

平成30年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

平成30年度さぬき市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,341,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		3,355
	5. 負担金	3,355
10. 使用料及び手数料		320,092
	5. 使用料	320,092
15. 国庫支出金		261,000
	5. 国庫補助金	261,000
20. 県支出金		15,000
	5. 県補助金	15,000
30. 繰入金		1,367,000
	5. 一般会計繰入金	1,367,000
35. 繰越金		1,500
	5. 繰越金	1,500
40. 諸収入		153
	5. 延滞金加算金及び過料	2
	15. 雑入	151
45. 市債		372,900
	5. 市債	372,900
歳入	合計	2,341,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		1,129,573
	5. 下 水 道 費	1,129,573
10. 公 債 費		1,209,927
	5. 公 債 費	1,209,927
99. 予 備 費		1,500
	99. 予 備 費	1,500
歳 出	合 計	2,341,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
塩屋ポンプ場改築事業	平成 3 1 年度	2 6 8, 3 0 0 千円
新開ポンプ場改築事業	平成 3 1 年度	1 4 6, 1 0 0 千円
下水汚泥処理事業	平成 3 0 年度～平成 3 1 年度	1 0, 0 0 0 千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道整備事業	372,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
合 計	372,900			